

令和6年度 六ヶ所村立第二中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけていきます。

また、家庭や地域・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し再発防止に努め、いじめの対策を総合的かつ効果的に推進するために、六ヶ所村いじめ基本方針に準じ、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめに対する基本的な認識

次のような基本的な認識に立って、学校総がかりでいじめの問題に対処していきます。

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである
- イ いじめは人権侵害であり、人間として許されない卑怯な行為である
- ウ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- エ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- オ いじめはいじめられる側にも問題があるという先入観をもって指導に当たらない
- カ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- キ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

2 いじめの防止等に関する基本的な方針

(1) いじめ防止等のための組織

いじめ防止等の対策、または実効的に行うための組織「いじめ対策委員会」を設置します。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭

※必要に応じて、関係する職員（ＳＣ・学年主任・学級担任・部活動顧問等）や関係機関（弁護士・医師・警察・教育委員会等）を召集します。

【開催】

通常時は、週1回の生徒の情報交換等を実施します。

いじめ事案発生時は生徒指導部が主体となって緊急開催します。

(2) いじめの未然防止

①いじめる心理から考える未然防止教育の取り組み

いじめる心理を考えると、加害者の背景にいじめ人格というような固定的なものがある訳ではなく、おそらく一人の子供の心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまうことになると捉えることができます。

「いじめは良くない」とほとんどの児童生徒が分かっているはずなのにもかかわらず、小4～中3までの6年間を追跡すると、9割の子供がいじめた経験を持っているという調査結果もあります。したがって、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要です。

学校では、道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に生徒同士で検討したりするなどの学びの機会を設定します。

生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させていきます。

また、いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくないと思われます。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要になります。

生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れていきます。

②いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかがポイントになります。

日本のいじめの多くが同じ学級の生徒の間で発生することを考えると、学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させていきます。

③いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

倫理や道徳、人間関係のモラルという観点から未然防止教育を進めることの重要性は言うまでもありません。しかし、改めて、生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要です。

そのような視点から、発達段階に応じて、法や本校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深め、社会でのルールを守る姿勢を身に付けさせていきます。

(3) いじめの早期発見

①相談体制の整備

いじめの早期発見発見のための相談体制を整備する。

- ・教育相談 年2回（6月：学級担任、10月：全職員）
- ・三者面談 年2回（夏季休業中及び12月中旬）
- ・チャンス相談 適宜

②定期的な調査

- ・生徒対象いじめアンケート調査（生活実態アンケートを含む） 毎月
- ・保護者対象いじめアンケート調査（学校評価アンケートを含む） 年2回（7月、11月）

3 いじめへの対処

(1) いじめ対応の基本的な在り方

①けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断します。

②いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とはしません。

③いじめが解消している状態とは、

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している
- ・被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）

という二つの要件が満たされていることを指します。

(2) いじめ発生時の対応（別紙1）

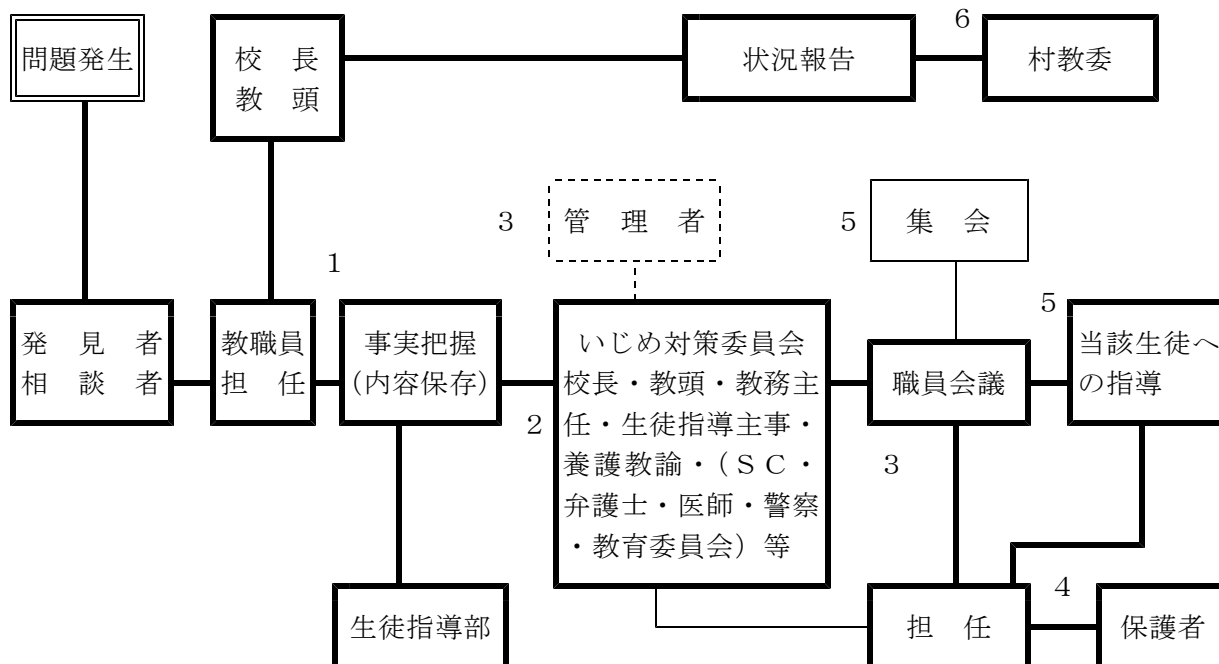
(3) 重大事態発生時の対応（別紙2）

4 学校の基本方針について

この六ヶ所村立第二中学校いじめ防止基本方針をホームページに公表し、毎年、自校のいじめ防止の取組を振り返り、生徒の声を聞き、保護者の意見にも耳を傾け、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、必要に応じて見直しを図っていきます。

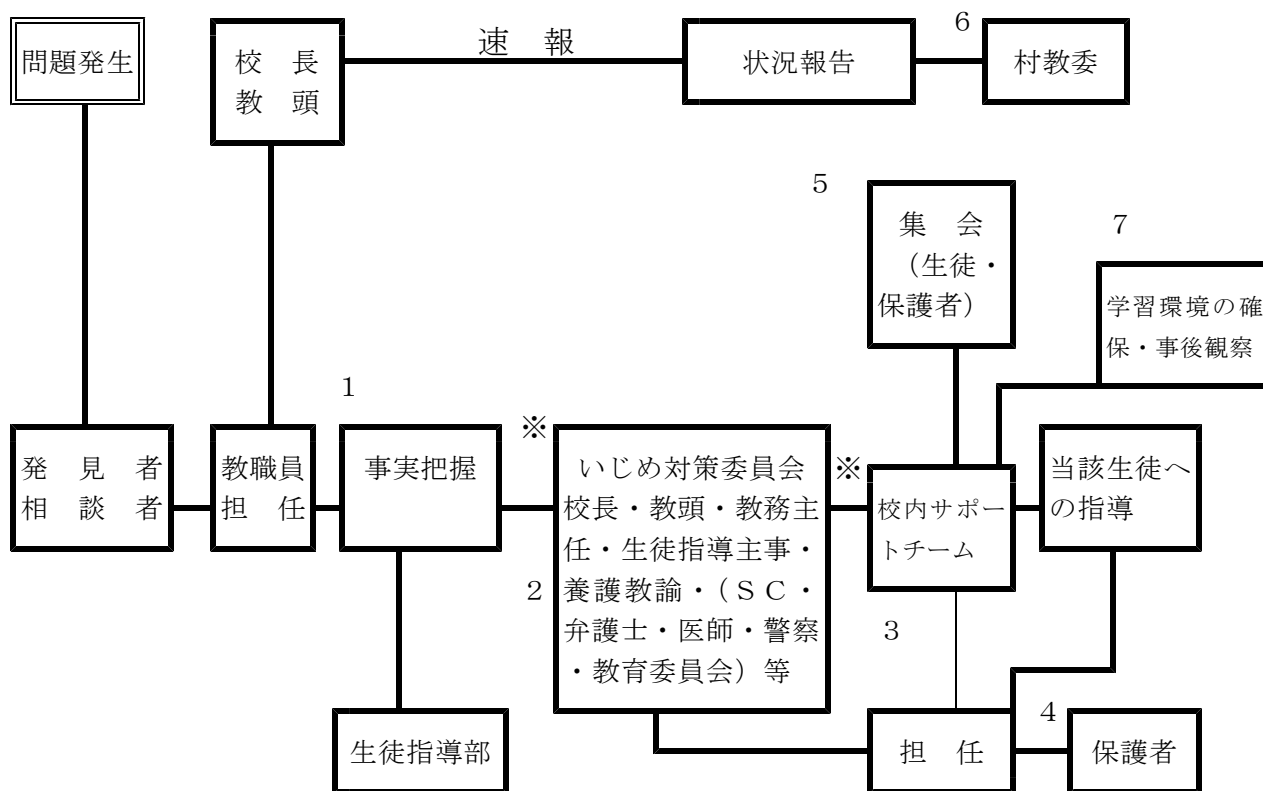
いじめ発生時の対応の流れ

—— は、いじめ発生時 (—— は、状況による)
 - - - - は、インターネットによるいじめ発生時



1	相談者から詳細を聞き取り記録。(ネットを開いて内容を確認しすぐに印刷保管する)
2	事実に基づいて学校の考え方や指導方針等を協議する(「誰がどう動くのか」の決定・確認)
3	指導方針などを全教職員で確認・役割分担する。(サバ管理者へ内容の削除依頼)
4	家庭訪問をし、対策について説明し今後の指導方針を伝え理解を求める(必要によっては、学年主任・教頭も同行する)
5	教職員の役割分担による双方への指導と支援をする。(対応するときの留意点を参照)
6	心のダメージが大きい場合は、スクールカウンセラーを派遣してもらう。

重大事態発生時の対応の流れ



1	相談者から詳細を聞き取る。
2	事実に基づいて学校の考え方や指導方針等を協議する（「誰がどう動くのか」の決定・確認、情報収集・窓口の一本化等）
3	校内サポートチーム（校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・相談員・PTA役員）を立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消する。
4	家庭訪問を行い、対策について説明し今後の指導方針を伝え理解を求める（必要によって、学年主任・管理職も同行する）
5	教職員の役割分担による双方への指導と支援をする。（対応するときの留意点を参照）生徒集会や保護者集会等で、状況を説明する。
6	心のダメージが大きい場合は、スクールカウンセラーの派遣を要請する。
7	事後観察・支援の継続。必要によっては出校停止及び関係機関との連携。

参考資料

本校ホームページからアクセスできますので、ご利用ください。

1 知っていますか「いじめ防止対策推進法」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/08/20/1400030_002.pdf

2 いじめのサイン発見シート

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/08/21/1400260_001_1.pdf